

市民グループ等自主企画支援事業実施要領

1 目的

市民グループや事業所（以下「グループ等」という。）が、自主的に企画する男女共同参画に関する研修会や講座等の企画について、申請のあった企画の中から選考し、選定したものに対して支援することにより、男女共同参画についての理解を広めるとともに、男女共同参画の視点を持って活動する人材を育成することを目的とする。

2 対象グループ等

次のいずれかに該当すること。ただし、政治団体、宗教団体は除く。

(1) 市民グループ

次のいずれにも該当すること。

ア 市内を拠点に活動するグループであること。

イ 18歳以上かつ5人以上の構成で、5割以上が市内在住・在勤・在学者であること。

(2) 事業所

営利、非営利を問わず、市内に事務所を置く法人であること。

3 対象企画

申請は1グループ等1企画で、次のいずれにも該当すること。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた内容で、営利活動や政治活動、宗教活動にあたらぬものであること。

(2) グループ等の内部の者を対象に行う研修会や勉強会等（以下「研修会」という。）の場合は、5人以上の参加が見込めること。一般市民を対象に行う講座又はシンポジウム（以下「講座」という。）の場合は、10人以上の参加が見込めること。

(3) 研修会は、1回1時間以上、講座は、1回1時間30分以上とすること。

(4) 原則として参加者から受講料等を徴収しないこと。

(5) 講師との交渉及び依頼等についてはグループ等が行うこと。

(6) 案内ちらし・資料等の原稿作成、当日の会場の準備や進行等は、グループ等が行うこと。

(7) オンラインの研修会又は講座の場合、機器の準備、配信のための設定等については、グループ等が行うこと。男女共同参画センターを配信拠点とする場合は、一部支援を行う。

(8) 応募企画について、他の補助金等の助成を受けていないこと。

4 実施場所

会場は吹田市内とし、グループ等が準備すること。男女共同参画センターを会場とする場合は、一部支援を行う。

5 支援内容

(1) 講師等の謝礼（市の基準の範囲内とし、1企画につき3万円以内とする。）

(2) 男女共同参画センターで資料等を印刷する際の印刷経費

(3) 男女共同参画センターを会場とする場合の施設使用料金

- (4) 男女共同参画センターを会場とする場合の一時保育の場所、保育スタッフ及びスタッフ謝礼（ただし、一時保育は2時間までとする。）
- (5) 講座にあっては、市主催事業に準じた広報及び講座の申込受付
- (6) 講師情報の提供、案内ちらし・広報原稿の作成や運営に関する相談

6 事業の位置付け

研修会は、グループ等の主催事業、講座は、市とグループ等との共催事業として取り扱う。

7 申請等

研修会及び講座の実施を希望するグループ等は、市が指定する期日までに「市民グループ等自主企画申請書」（別紙様式1及び2）に、市民グループの場合は会員名簿及び会則等を、事業所の場合は登記事項証明書等を添付して、市に提出すること。

様式2号の「講座の狙い」については、「その企画が男女共同参画社会の実現にどのように貢献するか」に留意して記載すること。

提出書類に修正が必要と判断された場合、申請者に修正を求めることがある。その場合、申請者は速やかに必要な修正を行い、再提出すること。なお、期日までに再提出ができなかった場合は、申請者の都合による提出遅延とみなす。

8 選考方法等

- (1) 申請があった企画を選考するために選考委員を置く。選考委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - ア 男女共同参画センター所長
 - イ 人権政策室参事（男女共同参画担当）
 - ウ 男女共同参画センター所長代理
 - エ 人権政策室主幹（男女共同参画担当）
- (2) 選考委員は、別表の審査基準に基づき書類選考、及び必要があればヒアリングにより選考し、支援する企画を決定する。
- (3) 前年度支援していないグループ等の企画を優先として選考し、枠に空きがあれば前年度支援したグループ等を選考する。
- (4) 毎年度3件までを支援することとする。ただし、特に市長が認めたときは、この限りでない。
- (5) 市は実施する企画を決定したときは、決定通知書により通知する。
- (6) 支援決定後であっても、企画内容が申請から大幅な変更があった場合、スケジュールに沿って企画の準備が進められない場合など、企画を実施することが困難であると市が判断した場合は、支援決定を取り消すことができるものとする。

9 実施報告

グループ等は、研修会及び講座終了後、その結果について、1か月以内に「市民グループ等自主企画実施報告書」（別紙様式3）により市に報告すること。

10 留意事項

- (1) オンライン形式での実施は、「吹田市立男女共同参画センターオンライン講座の実施基準」に則って行うこととする。なお、プログラム配信上のトラブルについて、市は一切の責任を負わないこととする。
- (2) その他、この要領に定めのないことについては、市と申込みグループ等で協議して決める。

附則	この要領は	平成 25 年 9 月 1 日より施行する。
	この要領は	平成 27 年 9 月 1 日より施行する。
	この要領は	平成 29 年 9 月 1 日より施行する。
	この要領は	平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
	この要領は	令和元年 5 月 1 日より施行する。
	この要領は	令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
	この要領は	令和 2 年 8 月 1 日より施行する。
	この要領は	令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
	この要領は	令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
	この要領は	令和 7 年 3 月 25 日より施行する。

別表

審査基準

1	男女共同参画の啓発や取組に関する内容であるか
2	社会や地域における課題の認識、捉え方が適切か
3	男女共同参画社会が推進される内容であるか
4	具体的で実現可能な内容であるか

各項目 5 点を最高点とし、合計点数が平均 12 点未満の者は選考の対象外とし、点数の高い上位 3 グループ等に決定する。

市民グループ等自主企画申請書
グループ等の概要等

グループ等名		
所在地	〒	
電話		
ふりがな		
代表者氏名		
設立年月日	年 月 日	
活動内容・実績 (HP、資料の添付も可)		
構成人数	人 (うち市内在住・在勤・在学者の人数 人)	
当日の講座運営 に参加する人数	人	
企画担当者	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒
	電話	
	メール	

市民グループ等自主企画申請書
企画内容

グループ等名	
種別	研修会(内部向け) ・ 講座(市民向け)
実施形態	対面(会場:) ・ オンライン
実施希望時期	年 月 上 ・ 中 ・ 下旬 頃 午前 ・ 午後 ・ 夜間
受講予定人数	人

テーマ	
講座の狙い (男女共同参画社会の 実現にどのように貢 献するか、明確に、分 かりやすく記載してく ださい)	
対象・定員	
講師(名前・肩書)	
講座の内容・講師選 定理由など	
講座の流れ (次第又はプログラ ム。簡単なタイムスケ ジュール含む)	
独自の広報手段 (あれば記入)	

市民グループ等自主企画実施報告書

グループ等名	
実施日時	年 月 日() 時 分～ 時 分
実施場所	
テーマ	
講座名	
対象・定員	
講師(名前・肩書)	
受講人数	人

講座の内容・流れ(レジユメ等も添付してください)

--

受講者の感想等(受講者からのアンケート結果等)

企画者の立場からの感想・振り返り等